

生徒指導提要进行

平成22年12月8日 第5号

北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

平成22年度生徒指導資料

第4章 学校における生徒指導体制

第5節 資料の保管・活用と指導要録(生徒指導提要P86～P87)

1 生徒指導に関する資料

学校教育法施行規則第28条は「学校において備えなければならない表簿」をおおむね定めており、その中には指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿など、児童生徒の個人情報を含むものがあります。これらのほか、学校が扱う個人情報には、教員や学校が必要に応じて独自に作成する記録などをはじめ、児童生徒の基礎資料(学年・学級・出席番号・氏名・生年月日・住所・緊急連絡先など)、生育環境などを把握するための情報・資料(在籍学校履歴、健康診断記録など)、現実の状況を把握するための情報・資料(指導記録、進路適性の検査の結果など)などがあります。

これらの情報や資料は、適切に記録・管理されることにより、生徒指導に有効に活用されます。

2 資料の取扱いに関する留意点

(1) 個人情報保護に関する留意点

学校においては、収集している個人情報が指導に活かされているのか、そもそも本当に必要なのかといった検証が必要です。また、児童生徒に関する個人情報が漏洩することのないよう個人情報にかかわるデータは校外には持ち出さないこと、パーソナルコンピューターやUSBメモリーなどにはパスワードや暗号化を施しておくことをルール化することなど、個人情報の管理・保管に関する整備が必要です。

(2) 情報の収集方法・活用・管理

学校が保持する個人情報を特定し、その利用目的を保護者に通知・公表することは学校経営上重要なことの一つです。学校においては、個人情報保護法や個人情報保護に関する条例等を踏まえ、個人情報の管理責任者を明確にすることや学校の情報運用方針を成文化することなどにより、個人情報を組織として所有していることを確認し、その上で個人情報管理委員会の設置、収集手順、保護・管理計画の策定などの個人情報保護体制を整備していくことが必要です。

(3) 学校体制づくりの課題

生徒指導に当たっては、児童生徒に係る各種の資料を活用して適切に行われることが期待されますが、当該資料は個人情報そのものであるため、学校においては、収集制限、利用制限、公開・自己管理、適正管理、責任明確化などの原則について、日常的に見直しを図るなど、その取扱いを慎重にしなければなりません。

また、生徒指導記録や情報が安易に教職員以外の者の目や耳に触れることがないよう、教員研修等を通じて秘密の保持に関する義務や教員の取扱い意識を高めたり、互いに留意し合う体制をつくる必要があります。

3 指導要録などへの記入に関する留意点

指導要録は、児童生徒の学籍や指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。生徒指導に関して記載する事項については、情報開示の対象となる場合もあることなどを踏まえつつ、児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるために必要なものとなることが望まれます。

したがって、生徒指導に係る事項の記載に当たっては、可能な限り明白な事実に限定するなど客観性のある記録になるよう心がけ、特定教員による一元的なものの見方に陥ることがないように、留意することが大切です。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。